

公益財団法人日本フィランソロピック財団
第1回「秋田ノーザンハピネッツ“グローバル・スタートアップ”支援基金」
顕彰 よくあるご質問と回答

Q1：応募資格について

1-1 個人での応募は可能ですか？

A：できません。本顕彰は、募集要項に定める条件を満たす法人のみを対象としています。個人事業主および任意団体は対象外です。

1-2 営利法人・非営利法人のいずれも応募できますか？

A：できます。営利法人・非営利法人の区別なく応募いただけます。ただし、提出書類のうち「応募用紙②」には、営利法人のみ記載が必要な項目があります。

1-3 年内に法人設立準備中の任意団体ですが、応募はできますか？

A：できません。2026年4月1日時点で法人格を取得していない場合は対象外です。

1-4 「登記日から15年未満」とは、いつ時点で判断されますか？

A：2026年4月1日時点で、登記日から15年未満の法人が対象です。

1-5 代表者の年齢「40歳未満」は、いつ時点で判断されますか？

A：2026年4月1日時点で、40歳未満であることが必要です。

1-6 代表者が複数いる場合、年齢要件はどのように判断されますか？

A：原則として、応募時に申請される法人代表者の年齢を基準とします。詳細については判断が必要な場合は、事前にお問い合わせください。

1-7 前年度の年間売上1,000万円以上とは、応募事業単体の売上ですか？

A：法人の年間売上（収入）を基準とします。非営利法人の場合は、寄付金・助成金等を含む法人全体の収入で差し支えありません。

1-8 「成長初期段階（シリーズB相当）以前」とは、どのような状態を指しますか？

A：事業モデルが確立しつつあり、本格的な拡大フェーズに入る前の段階を指します。資金調達

状況や売上規模のみで一律に判断するものではありません。

1-9 現在赤字の法人でも応募できますか？

A：できます。ただし、選考にあたっては、事業の収支構造や将来的な持続可能性、成長可能性を総合的に評価します。

Q2：事業プランについて

2-1 任意団体だった時に計画した事業プランでも応募できますか？

A：今後も取り組む事業であれば、任意団体時に計画した内容も応募できます。すでに終了した事業は応募できません。

2-2 複数の事業を行っています。複数の応募はできますか？

A：できません。応募は1法人につき、1件のみです。複数事業を行っている場合は、応募する事業をひとつ選ぶか、複数の事業をひとまとめにしてひとつの事業プランとして応募することも可能です。ひとつの事業の範囲は法人にてご判断ください。

2-3 日本全国または海外への事業展開は、すでに実施している必要がありますか？

A：ありません。将来的に日本全国または海外への事業展開を目指している事業プランを募集するものです。

Q3：応募方法について

3-1 応募用紙①は「最大5ページ以内」とありますが、図表も含まれますか？

A：はい。図表・イラスト等を含めて5ページ以内としてください。

3-2 応募用紙①の文字サイズに指定はありますか？

A：ありません。ただし、選考に支障がないよう、読みやすさに十分ご配慮ください。

3-3 応募用紙①・②と「今後3年間の各年度の事業計画書」は、内容が重複しても問題ありませんか？

A：問題ありません。各書類に記載された内容に矛盾がなく、整合性が取れていることを重視します。

3-4 応募用紙①の「3年後」と応募用紙②の「次々々期（3年後）」は同じ時点を想定すべきですか？

A：はい。原則として同じ時点を想定してください。記載する数値や事業状況については、書類問

で整合性が取れていることが望ましいです。

3-5 応募用紙①の「将来的に秋田県へどのような貢献ができるのか」はどのようなことを書けば良いですか？

A：秋田ノーザンハピネッツの本拠地であり、日本の地域経済のひとつである秋田県でどのような貢献ができるのか、その計画または可能性を自由に書いてください。

3-6 応募用紙②の「今期」ですが、まだ決算の数値が確定していません。どうしたらよいですか？

A：見込みの数値を記入してください。

3-7 応募用紙②の「前期」「今期」は、各法人の決算期ベースで記載してよいですか？

A：はい。各法人の決算期に基づいて記載してください。

3-8 BtoB の事業モデルの場合、応募用紙②の「受益者数または顧客数」や「TAM」「SAM」の人数の欄には何の数字を記入すればよいですか？

A：BtoB の事業モデルの場合は顧客法人数を記入してください。

3-9 ユニットエコノミクスが未確立の場合でも応募できますか？

A：できます。現時点での状況や今後の見通しについて、可能な範囲でご記入ください。

3-10 法人1年目で前年の決算書類がありません。どうしたらよいですか？

A：法人設立前に任意団体などで活動していた場合は、任意団体時の決算書類に準じる書類を提出ください。ない場合には、応募用紙②の収入と支出の前期の欄は空欄とし、決算書類は未提出で構いません。

3-11 応募用紙②（Excel形式）は、PDFに変換して提出しますか？

A：必ず Excel ファイルのまま提出してください。

Q4：選考・スケジュールについて

4-1 選考はどのような流れで行われますか？

A：一次選考（書類審査）および最終選考を行います。最終選考では、一次選考を通過した法人による秋田市内の会場で対面でのピッチを8月17日（月）に予定しています。

4-2 最終選考のピッチには、代表者本人の参加が必要ですか？

A：はい。応募時に申請される法人代表者の参加が必要です。

4-3 最終選考会場までの交通費等の補助はありますか？

A：ピッチ大会への参加にかかる遠距離交通費（新幹線・航空機等）については、1団体につき2名分を上限として、領収証の提出をもって当財団が往復運賃（実費）をお支払いします。経路は、最も合理的かつ経済的な通常の経路を選択するものとし、グリーン車やビジネスクラス利用等の特別料金は自己負担となります。なお、宿泊費は補助の対象外です。

4-4 審査結果の発表方法はどのように行いますか？

A：審査結果は、電子申請システム「Graain」から通知します。通知後に、受賞法人名を財団ホームページとプレスリリース配信サービスのPR Timesにて公表いたします。

Q5: 受賞後について

5-1 賞金 1,000 万円は助成金ですか？

A：助成金ではありません。本事業は顕彰事業であり、表彰とあわせて副賞として賞金を授与するものです。

5-2 賞金 1,000 万円について、資金使途の指定や会計報告が求められますか？

A：資金使途の指定や会計報告義務はありませんが、応募時に記載いただいた事業の内容および趣旨に沿った活用が求められます。また、必要に応じて簡便な報告書の提出等をお願いする場合があります。詳細は受賞者に個別にご案内します。

5-3 賞金は一括で支給されますか？

A：はい。原則として一括支給を予定しています。

5-4 応募した事業プラン通りに事業を行わないと受賞は取消になりますか？

A：いいえ。この基金は「顕彰事業」であり助成事業ではないため、取消にはなりません。ただし、発表後でも、応募情報に明らかな虚偽の記載があるなど不正が判明した場合は、授賞を取り消す場合があります。

5-5 賞金の税務上の取り扱いはどのようになりますか？

A：法人の収益として扱われる場合があります。具体的な税務処理については、税理士等の専門家にご相談ください。

5-6 広報活動への協力は必要ですか？

A：はい。受賞した場合、本基金に関する主催者が依頼する広報活動（ウェブサイト、SNS、取材等）や次年度の顕彰事業の広報活動に、前年度の受賞団体としてご協力いただく場合があります。

以上